

議案第65号

日野町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について

地方公務員の定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法  
律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月6日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定が必要な理由と概要

## 1 背景及び趣旨

地方公務員の定年の引上げ及び地方公務員法の一部改正により、職員の定年を段階的に65歳に引上げ、職員の給与の支給について必要な措置を講ずることに伴い、本町の関係する条例について所要の整備を行なうもの

## 2 施行期日

令和5年4月1日

## 3 制定内容

### (1) 日野町職員の定年等に関する条例の一部改正

- i 職員の定年を、年齢65歳とし、令和5年4月1日から令和13年3月31日までにおいて2年ごとに段階的に引上げることとする。
- ii 管理監督職となる職を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とする。
- iii 60歳に達した日以後最初の4月1日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる規定を設ける。(定年前再任用短時間勤務)
- iv 定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止する。なお定年年齢を引上げる間は、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設ける。

### (2) 日野町職員の給与に関する条例の一部改正

当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料表の号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。

### (3) 日野町職員の分限に関する条例の一部改正

役職定年制により、管理職より降任した場合、降給することができる規定を設ける。

### (4) 日野町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

60歳に達した日後の最初の4月1日以後の減給の効果については、現に受ける給料の月額の10分の1を超えない規定を設ける。

### (5) 日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

引用の整備を行う。

- (6) 日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
引用の整備を行う。
- (7) 日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
引用の整備を行う。
- (8) 日野町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の  
一部改正  
引用の整備を行う。
- (9) 日野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正  
引用の整備を行う。
- (10) 日野町職員の再任用に関する条例の廃止  
再任用制度を廃止する。

日野町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(日野町職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 日野町職員の定年等に関する条例(昭和59年日野町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 定年制度 (第2条～第5条)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6条～第11条)</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制 (第12条・第13条)</p> <p>第5章 雑則 (第14条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65</u>年とする。</p>	<p>新設</p> <p>新設</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>新設</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60</u>年とする。</p>

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、当該職務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず、当該職務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができず、当該職務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限

が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて、当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

(1) 日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)

第8条第1項に規定する職

(2) 日野町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和60年日野町条例第8号)第4条に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢6

が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

新設

新設

新設

0年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

新設

(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの期間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができ

る。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該職務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間

内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の教に満たない等の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める

職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。  
(異動期間の延長等に係る職員の同意)

新設

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

新設

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

新設

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条

新設

において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則  
(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律

新設

新設

新設

附 則

1・2

略

新設

により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に定める職員を除く。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(日野町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(昇給等の基準) 第4条 略 2～10 略 11 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に	(昇給等の基準) 第4条 略 2～10 略 11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは

規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料額のうち、日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年日野町条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

削除

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1)～(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位数期間につきそれぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位数期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

は第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1)～(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位数期間につきそれぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位数期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

(3) 略

3～8 略

(時間外勤務手当)

第13条 略

(1)・(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるは、「100分の100」とする。

3・4 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7.75に18を乗じたもの(定年前再任用短時間勤務職員)にあつては、別に定める時間数を減じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7.75に18を乗じたもの(定年前再任用短時間勤務職員)にあつては、別に定

ア～ス 略

(3) 略

3～8 略

(時間外勤務手当)

第13条 略

(1)・(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるは、「100分の100」とする。

3・4 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7.75に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員)にあつては、別に定める時間数を減じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7.75に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員)にあつては、別に定める時

める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間数」という。)とし、職員が特殊勤務手当のうち別に定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間数に別に定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第19条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

4~6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額

間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間数」という。)とし、職員が特殊勤務手当のうち別に定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間数に別に定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第19条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

4~6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に

を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

(定年前再任用短時間職員についての適用除外)

- 第27条 第9条、第10条、第11条の2及び第25条の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～33 略

(定年引上げに伴う特例)

- 34 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第36項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 35 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 日野町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項に規定す

100分の95を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用の職員 当該再任用の職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

(再任用職員についての適用除外)

- 第27条 第9条、第10条、第11条の2及び第25条の規定は再任用職員には適用しない。

附 則

1～33 略

新設

新設

る異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職員

(3) 日野町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用された職員を除く。)

36 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第38項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第34項の規定により当該職員を受ける給料月額(以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。))が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。))に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。))には、当分の間、特定日以降、附則第34項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

37 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

38 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第34項

新設

新設

新設

の適用を受ける職員に限り、附則第36項に規定する職員を除く。）にあって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

39 附則第36項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第34項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

40 附則第36項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第19条第5項(第20条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第36項、第38項又は第39項の規定による給料の額との合計額」とする。

41 附則第34項から前項までに定めるもののほか、附則第34項の規定による給料月額、附則第36項の規定による給料その他附則第34項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新設

新設

新設

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月

	額		額		額		額		額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	146,100	195,500	231,500	264,200
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	147,200	197,300	233,100	266,000
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	148,400	199,100	234,600	267,800
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	149,500	200,900	236,200	269,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	150,600	202,400	237,600	271,600
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	151,700	204,200	239,300	273,400
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	152,800	206,000	240,800	275,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	153,900	207,800	242,400	277,200
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	154,900	209,400	243,500	279,200
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	156,300	211,200	245,000	281,200
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	157,600	213,000	246,600	283,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	158,900	214,800	247,900	285,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	160,100	216,200	249,400	287,000
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	161,600	218,000	250,800	288,900
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	163,100	219,700	252,100	290,800
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	164,700	221,500	253,500	292,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	165,900	223,200	255,000	294,400
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	167,400	224,900	256,500	296,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	168,900	226,500	258,200	298,500
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	170,400	228,100	260,000	300,500
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	171,700	229,500	261,600	302,400
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	174,400	231,200	263,300	304,500
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	177,000	232,800	264,900	306,500

	額		額		額		額		額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	146,100	195,500	231,500	264,200
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	147,200	197,300	233,100	266,000
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	148,400	199,100	234,600	267,800
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	149,500	200,900	236,200	269,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	150,600	202,400	237,600	271,600
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	151,700	204,200	239,300	273,400
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	152,800	206,000	240,800	275,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	153,900	207,800	242,400	277,200
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	154,900	209,400	243,500	279,200
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	156,300	211,200	245,000	281,200
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	157,600	213,000	246,600	283,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	158,900	214,800	247,900	285,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	160,100	216,200	249,400	287,000
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	161,600	218,000	250,800	288,900
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	163,100	219,700	252,100	290,800
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	164,700	221,500	253,500	292,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	165,900	223,200	255,000	294,400
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	167,400	224,900	256,500	296,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	168,900	226,500	258,200	298,500
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	170,400	228,100	260,000	300,500
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	171,700	229,500	261,600	302,400
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	174,400	231,200	263,300	304,500
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	177,000	232,800	264,900	306,500

24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900

24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900

49	216, 300, 264, 700, 308, 100, 354, 200, 373, 000	399, 500
50	217, 400, 265, 800, 309, 600, 355, 000, 373, 800	400, 100
51	218, 400, 267, 100, 311, 100, 356, 200, 374, 600	400, 600
52	219, 500, 268, 400, 312, 700, 357, 200, 375, 400	401, 000
53	220, 600, 269, 400, 314, 300, 358, 100, 376, 100	401, 400
54	221, 600, 270, 500, 315, 900, 359, 200, 376, 800	401, 700
55	222, 500, 271, 800, 317, 500, 360, 100, 377, 500	402, 000
56	223, 500, 273, 100, 319, 000, 361, 200, 378, 200	402, 300
57	223, 800, 274, 000, 320, 500, 362, 100, 378, 700	402, 600
58	224, 600, 275, 000, 321, 700, 362, 800, 379, 300	402, 900
59	225, 400, 275, 900, 322, 900, 363, 500, 379, 900	403, 200
60	226, 100, 277, 000, 324, 100, 364, 200, 380, 600	403, 500
61	226, 800, 278, 100, 324, 800, 364, 600, 381, 000	403, 800
62	227, 800, 279, 100, 325, 700, 365, 200, 381, 700	404, 100
63	228, 600, 280, 000, 326, 500, 365, 900, 382, 300	404, 400
64	229, 400, 281, 000, 327, 300, 366, 600, 382, 900	404, 700
65	230, 100, 281, 500, 328, 200, 366, 900, 383, 300	405, 000
66	230, 800, 282, 400, 328, 600, 367, 600, 383, 900	405, 300
67	231, 700, 283, 100, 329, 300, 368, 300, 384, 500	405, 600
68	232, 700, 284, 000, 330, 100, 369, 000, 385, 100	405, 900
69	233, 400, 285, 000, 330, 900, 369, 300, 385, 500	406, 100
70	234, 000, 285, 800, 331, 600, 369, 900, 386, 000	406, 400
71	234, 500, 286, 600, 332, 300, 370, 600, 386, 500	406, 700
72	235, 200, 287, 400, 333, 000, 371, 200, 387, 100	407, 000
73	236, 000, 288, 200, 333, 500, 371, 500, 387, 400	407, 200

74	236, 600, 288, 700, 334, 100, 372, 100, 387, 800	407, 500
75	237, 200, 289, 100, 334, 600, 372, 800, 388, 200	407, 800
76	237, 700, 289, 600, 335, 200, 373, 400, 388, 600	408, 000
77	238, 400, 289, 800, 335, 500, 373, 800, 388, 900	408, 200
78	239, 100, 290, 100, 336, 000, 374, 300, 389, 200	408, 500
79	239, 800, 290, 300, 336, 400, 374, 900, 389, 500	408, 800
80	240, 300, 290, 700, 336, 900, 375, 400, 389, 800	409, 000
81	240, 800, 290, 900, 337, 300, 375, 900, 390, 000	409, 200
82	241, 500, 291, 100, 337, 800, 376, 500, 390, 300	409, 500
83	242, 200, 291, 500, 338, 300, 377, 000, 390, 600	409, 800
84	242, 900, 291, 800, 338, 800, 377, 300, 390, 800	410, 000
85	243, 500, 292, 100, 339, 100, 377, 700, 391, 000	410, 200
86	244, 200, 292, 400, 339, 500, 378, 200, 391, 300	410, 500
87	244, 900, 292, 700, 340, 000, 378, 600, 391, 600	410, 800
88	245, 600, 293, 100, 340, 400, 379, 000, 391, 800	411, 000
89	246, 100, 293, 400, 340, 700, 379, 400, 392, 000	411, 200
90	246, 600, 293, 800, 341, 100, 379, 900, 392, 300	411, 500
91	246, 900, 294, 100, 341, 600, 380, 300, 392, 600	411, 800
92	247, 300, 294, 500, 342, 000, 380, 700, 392, 800	412, 000
93	247, 600, 294, 700, 342, 200, 381, 000, 393, 000	412, 200
94	294, 900, 342, 600, 381, 400, 393, 300	412, 500
95	295, 200, 343, 100, 381, 800, 393, 600	412, 800
96	295, 600, 343, 500, 382, 200, 393, 800	413, 000
97	295, 800, 343, 700, 382, 600, 394, 000	413, 200
98	296, 100, 344, 100, 383, 000, 394, 300	413, 500
74	236, 600, 288, 700, 334, 100, 372, 100, 387, 800	407, 500
75	237, 200, 289, 100, 334, 600, 372, 800, 388, 200	407, 800
76	237, 700, 289, 600, 335, 200, 373, 400, 388, 600	408, 000
77	238, 400, 289, 800, 335, 500, 373, 800, 388, 900	408, 200
78	239, 100, 290, 100, 336, 000, 374, 300, 389, 200	408, 500
79	239, 800, 290, 300, 336, 400, 374, 900, 389, 500	408, 800
80	240, 300, 290, 700, 336, 900, 375, 400, 389, 800	409, 000
81	240, 800, 290, 900, 337, 300, 375, 900, 390, 000	409, 200
82	241, 500, 291, 100, 337, 800, 376, 500, 390, 300	409, 500
83	242, 200, 291, 500, 338, 300, 377, 000, 390, 600	409, 800
84	242, 900, 291, 800, 338, 800, 377, 300, 390, 800	410, 000
85	243, 500, 292, 100, 339, 100, 377, 700, 391, 000	410, 200
86	244, 200, 292, 400, 339, 500, 378, 200, 391, 300	410, 500
87	244, 900, 292, 700, 340, 000, 378, 600, 391, 600	410, 800
88	245, 600, 293, 100, 340, 400, 379, 000, 391, 800	411, 000
89	246, 100, 293, 400, 340, 700, 379, 400, 392, 000	411, 200
90	246, 600, 293, 800, 341, 100, 379, 900, 392, 300	411, 500
91	246, 900, 294, 100, 341, 600, 380, 300, 392, 600	411, 800
92	247, 300, 294, 500, 342, 000, 380, 700, 392, 800	412, 000
93	247, 600, 294, 700, 342, 200, 381, 000, 393, 000	412, 200
94	294, 900, 342, 600, 381, 400, 393, 300	412, 500
95	295, 200, 343, 100, 381, 800, 393, 600	412, 800
96	295, 600, 343, 500, 382, 200, 393, 800	413, 000
97	295, 800, 343, 700, 382, 600, 394, 000	413, 200
98	296, 100, 344, 100, 383, 000, 394, 300	413, 500

99	296, 500, 344, 500, 383, 400, 394, 600	413, 800
100	296, 900, 344, 800, 383, 800, 394, 800	414, 000
101	297, 100, 345, 100, 384, 200, 395, 000	
102	297, 400, 345, 500, 384, 600, 395, 300	
103	297, 800, 345, 900, 385, 000, 395, 600	
104	298, 100, 346, 300, 385, 400, 395, 800	
105	298, 300, 346, 800, 385, 800, 396, 000	
106	298, 600, 347, 200, 386, 200, 396, 300	
107	299, 000, 347, 600, 386, 600, 396, 600	
108	299, 300, 348, 000, 387, 000, 396, 800	
109	299, 500, 348, 500, 387, 400, 397, 000	
110	299, 900, 348, 900, 387, 800, 397, 300	
111	300, 300, 349, 200, 388, 200, 397, 600	
112	300, 600, 349, 500, 388, 600, 397, 800	
113	300, 800, 350, 000, 389, 000, 398, 000	
114	301, 000, 350, 500, 389, 400, 398, 300	
115	301, 300, 351, 000, 389, 800, 398, 600	
116	301, 700, 351, 500, 390, 200, 398, 800	
117	301, 900, 352, 000, 390, 600, 399, 000	
118	302, 100, 352, 500, 391, 000, 399, 300	
119	302, 400, 353, 000, 391, 400	
120	302, 700, 353, 500, 391, 800	
121	303, 100, 354, 000, 392, 200	
122	303, 300, 354, 500, 392, 600	
123	303, 600, 355, 000, 393, 000	

  

99	296, 500, 344, 500, 383, 400, 394, 600	413, 800
100	296, 900, 344, 800, 383, 800, 394, 800	414, 000
101	297, 100, 345, 100, 384, 200, 395, 000	
102	297, 400, 345, 500, 384, 600, 395, 300	
103	297, 800, 345, 900, 385, 000, 395, 600	
104	298, 100, 346, 300, 385, 400, 395, 800	
105	298, 300, 346, 800, 385, 800, 396, 000	
106	298, 600, 347, 200, 386, 200, 396, 300	
107	299, 000, 347, 600, 386, 600, 396, 600	
108	299, 300, 348, 000, 387, 000, 396, 800	
109	299, 500, 348, 500, 387, 400, 397, 000	
110	299, 900, 348, 900, 387, 800, 397, 300	
111	300, 300, 349, 200, 388, 200, 397, 600	
112	300, 600, 349, 500, 388, 600, 397, 800	
113	300, 800, 350, 000, 389, 000, 398, 000	
114	301, 000, 350, 500, 389, 400, 398, 300	
115	301, 300, 351, 000, 389, 800, 398, 600	
116	301, 700, 351, 500, 390, 200, 398, 800	
117	301, 900, 352, 000, 390, 600, 399, 000	
118	302, 100, 352, 500, 391, 000, 399, 300	
119	302, 400, 353, 000, 391, 400	
120	302, 700, 353, 500, 391, 800	
121	303, 100, 354, 000, 392, 200	
122	303, 300, 354, 500, 392, 600	
123	303, 600, 355, 000, 393, 000	

124	303,900	355,500	393,400
125	304,200	356,000	393,800
126		356,500	394,200
127		357,000	394,600
128		357,500	395,000
129		358,000	395,400
130		358,500	395,800
131		359,000	
132		359,500	
133		360,000	
134		360,500	
135		361,000	
136		361,500	
137		362,000	
138		362,500	
139		363,000	
140		363,500	
141		364,000	
142		364,500	
143		365,000	
144		365,500	
145		366,000	
146		366,500	
147		367,000	
148		367,500	

149	368,000	149	368,000
150	368,500	150	368,500
定年前	187,700	187,700	215,200
再任用	255,200	255,200	274,600
短時間	289,700	289,700	315,100
勤務職 員			

(日野町職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 日野町職員の分限に関する条例(昭和45年日野町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(降任、免職及び休職の手続) 第2条 略 2 略 3 任命権者は、職員を降任した場合、降給することができる。	(降任、免職及び休職の手続) 第2条 略 2 略 新設

(日野町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 日野町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和45年日野町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、その発令の日 <del>に</del> 受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日野町条例第11号)第16	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日野町条例第11号)第16

<p>野町条例第11号) 第16条に規定する報酬の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>条に規定する報酬の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>
--	--

(日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日野町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>について</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日</p>

は、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 略

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、別に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、別に定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上(育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上)の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 略

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、別に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、別に定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上(育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上)の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数)</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数)</p> <p>(2)・(3) 略</p>
---	--

(日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 日野町職員の育児休業等に関する条例(平成4年日野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>新設</p> <p>(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間</u> (これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された <u>管理監督職を占める職員</u> (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」)を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第17条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>新設</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」)を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第17条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>
---	--

(日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)  
 第7条 日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年日野町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第17条の3 第4条、第4条の2及び第5条の2の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第17条の3 第4条、第4条の2及び第5条の2の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>
--	--

(日野町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 日野町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和60年日野町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 簡易水道事業に勤務する職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定するもの及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p style="text-align: right;">2・3 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 簡易水道事業に勤務する職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定するもの及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p style="text-align: right;">2・3 略</p>

(日野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 日野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年日野町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年8月末までに、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年8月末までに、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非</p>

常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(7) 略

常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(7) 略

(日野町職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 日野町職員の再任用に関する条例(平成26年日野町条例第7号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(前条本文に定める施行の日をいう。以下同じ。)前に第1条の規定による改正前の日野町職員の定年等に関する条例(昭和59年日野町条例第21号。以下この条から附則第7条までにおいて「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下この条から附則第10条までにおいて「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。この条から附則第9条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において

同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。この条から附則第8条までにおいて同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用することを含む。以下同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。
  - 4 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
  - 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
  - 第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものと

した場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職)にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときに占める旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。  
(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)  
第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
  - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。  
(令和3年改正法附則第8条第5項の条例並びに条例で定める者及び職員)  
第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
  - (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
  - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。  
(定年再任用短時間勤務職員に関する経過措置)  
第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」とい

う。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(日野町職員の給与に関する条例に関する経過措置)

第12条 第2条の規定による改正後の日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号。以下この条において「新条例」という。)附則第34項から第41項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員(この項及び次項においては、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される日野町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日野町条例第21号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される日野町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の職務の級に応じた額に、日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日野町条例第21号)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第11条第2項、第13条第2項及び第16条の規定を適用する。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第19条第3項の規定を適用する。

7 新条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び日野町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年日野町条例第 号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫

定再任用職員」という。)と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 新条例第9条、第10条、第10条の2及び第11条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は町長が規則で定める。

(日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例に関する経過措置)

第13条 暫定再任用職員は、第7条の規定による改正後の日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年日野町条例第9号)

第17条の3に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

(日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する経過措置)

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日野町条例第21号。以下この条において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。